春日井市『水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）』
導入可能性の検討に関するサウンディング調査

結果概要

令和８年 10 月

愛知県　春日井市

1. 調査目的

春日井市が検討している水の官民連携（ウォーターPPP）事業（以降「ウォーターPPP」）について、 民間事業者の参画意向や参画にあたっての条件、対象施設、業務範囲、事業スキーム等に関する意見を把握し、今後の事業内容の具体化に活用することを目的に実施しました。

2. 調査スケジュール

本調査のスケジュールは次のとおりです。

日付	内容
令和８年７月 28 日（火）	サウンディングに向けた動画公開
令和８年７月 31 日（金）	サウンディング実施要領等の公表
令和８年７月 31 日（金）～ 令和８年８月 28 日（金）	アンケート調査回答期間
令和８年９月７日（月）	個別ヒアリング実施通知 （対象者のみ）
令和８年９月 11 日（金）～ 令和８年９月 25 日（金）	個別ヒアリング実施
令和８年 10 月 27 日（火）	サウンディング実施結果の公表

3. マーケットサウンディング調査の方法及び内容

サウンディング調査では、アンケート調査及び個別ヒアリングを実施しました。

① アンケート調査

事業スキーム案をもとに、主に次の項目について調査を行いました。

1. 業務実績
2. 官民連携の対象施設について
3. 官民連携の方式及び対象とする業務範囲について
4. 対応可能業務種別
5. 選定方法や参加要件について
6. スケジュールについて
7. その他

アンケート調査には、18 社からのご回答をいただきました。

② 個別ヒアリング

個別ヒアリングは、民間団体からの希望を踏まえ、オンライン形式及び対面形式で実施しました。

個別ヒアリングには、９社のご参加をいただきました。

4. 注意事項

次に示す調査結果概要は、春日井市で整理したものです。

質問に関する回答で、複数回答や未回答の場合があり、合計数に違いがある場合があります。

端数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

記述形式の回答は、回答者の特定を避けるために回答の要約を掲載しています。そのため、全てのご意見を個々に記載しているものではありません。

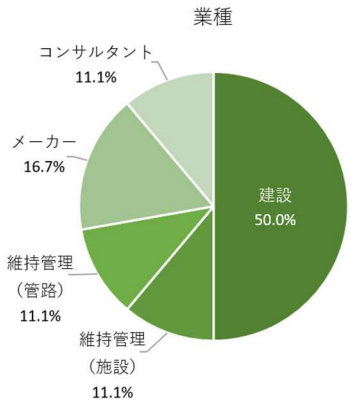
いただいた回答やご意見は、あくまでも今後の検討の参考とさせていただくものであり、必ずしも本調査における回答数の多寡のみをもって方向性等を決定するものではない点にご留意ください。

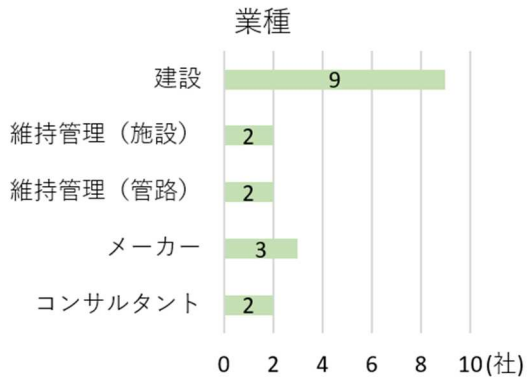
5. アンケート調査結果

（1）回答者数及び内訳

アンケートに回答した民間団体は 18 社です。

提出した民間団体の業種区分は建設が９社と最多となりました。

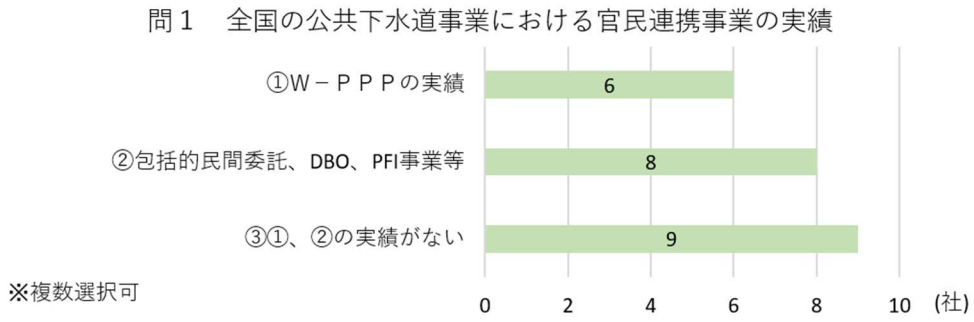




（2）業務実績

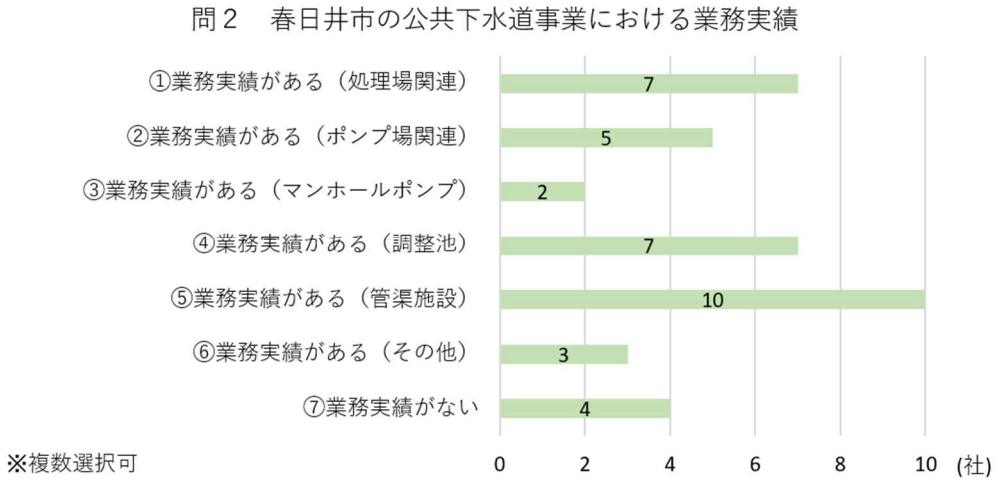
1）官民連携事業に関する業務実績（問１）

全国の公共下水道事業における官民連携事業に関する参入実績について、ウォーターPPP の実績ありが６社、包括的民間委託、DBO、PFI 事業等実績ありが８社、いずれの実績もないが９社でした。



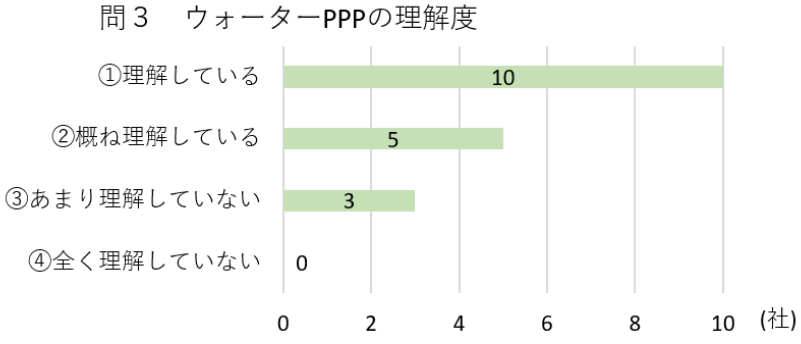
2）春日井市に関する業務実績（問２）

春日井市の公共下水道事業に関する参入実績について、管渠施設が最多の10社となり、次いで処理場関連及び調整池が７社でした。



3）ウォーターPPP の理解度（問３）

国が示すウォーターPPP の理解度について、「理解している」または「概ね理解している」が 15 社であり、大半の事業者がウォーターPPP を理解してのマーケットサウンディングの参加となりました。



（3）事業スキーム

1）本市提示条件への参画意欲（問４－１,問４－２）

本市が想定している事業条件について、提示された条件で参加可能が７社、管渠施設のみ参加可能が８社、現行で委託している維持管理対象施設（処理場・ポンプ場・マンホールポンプ・水防用ポンプ・調整池）のみ参加可能が２社、参加不可能が１社でした。

また、提示した事業条件に加えて参加可能なウォーターPPP の業務範囲について、処理場・ポンプ場レベル３．５（更新実施型）が６社、レベル４（コンセッション）が１社でした。

➢本市が想定している事業条件

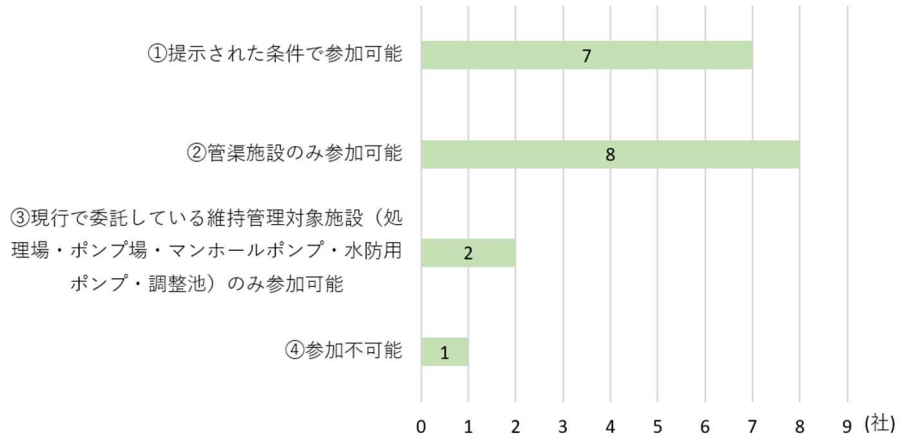
・事業期間 10 年

・管渠施設：レベル３．５（更新実施型）

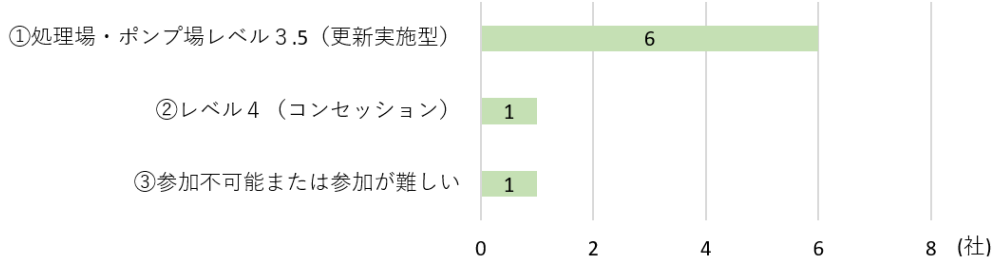
・現行で委託している維持管理対象施設※：レベル３．５（更新支援型）

（※処理場・ポンプ場・マンホールポンプ・水防用ポンプ・調整池）

問４-１　本事業への参加可否



問４-２　参加可能な業務範囲

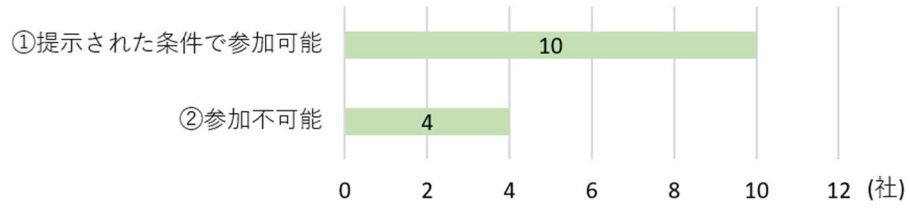


2）管渠施設のみ事業範囲とする場合の参加可否(問５－１～問５－４）

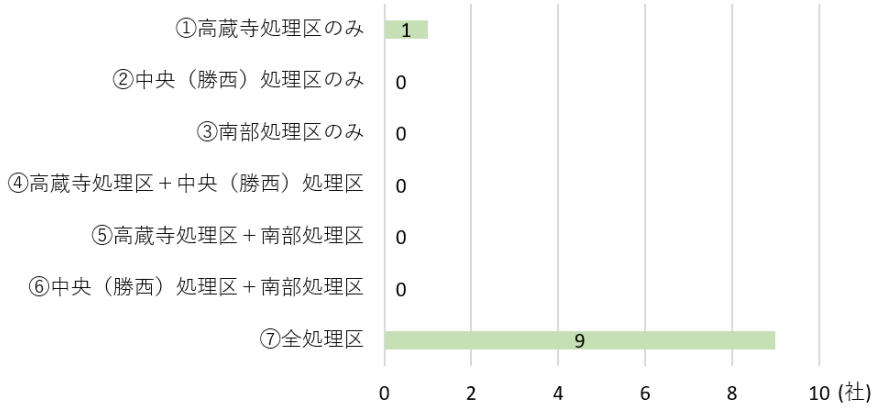
本市が想定している事業条件のうち、管渠施設のみウォーターPPP を導入する場合の参加可否について、提示された条件で参加可能が 10 社、参加不可能が４社となりました。

また、問５－１で提示された条件で参加可能と回答した 10 社のうち、ウォーターPPP を導入する場合の参加可能な処理区については、高蔵寺処理区が１社、全処理区が９社となりました。また、参加可能な処理区での業務範囲については、レベル３．５（更新支援型）が３社、レベル３．５（更新実施型）が７社となりました。

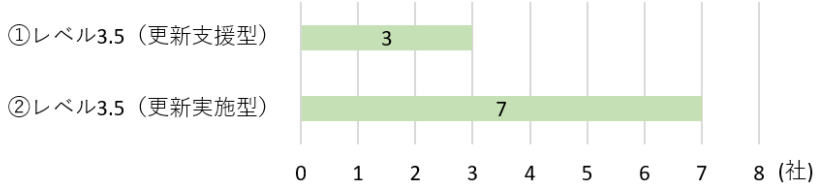
問５-１　管渠施設にのみウォーターPPPを導入する場合の参加可否



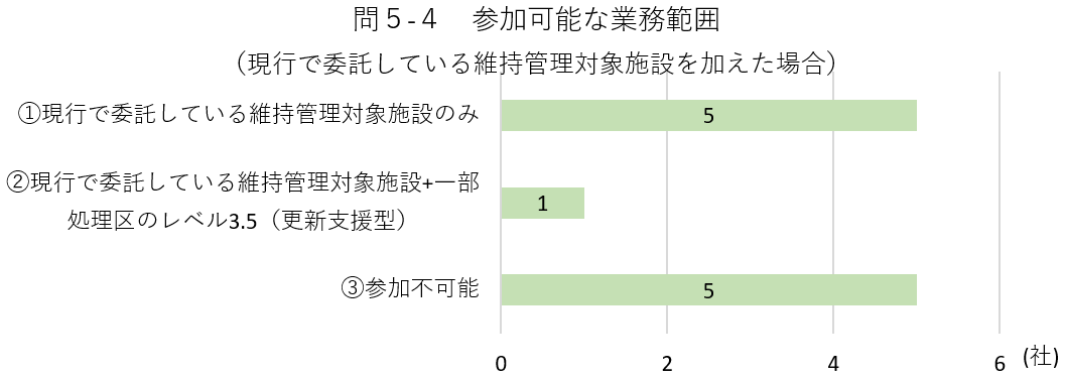
問５-２　ウォーターPPPを導入する場合の参加可能な処理区



問５-３　参加可能な処理区における参加可能な業務範囲



また、管渠施設に加え、現行で委託している維持管理対象施設（処理場・ポンプ場・マンホールポンプ・水防用ポンプ・調整池）をウォーターPPP へ導入する場合の参加可能な業務範囲については現行で委託している維持管理対象施設のみが９社、現行で委託している維持管理対象施設に加え一部処理区のレベル３．５（更新支援型）が１社、参加不可能が５社となりました。

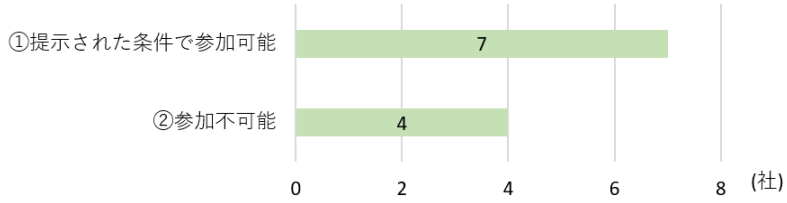


3）処理場施設等のみ事業範囲とする場合の参加可否（問６－１～問６－３）

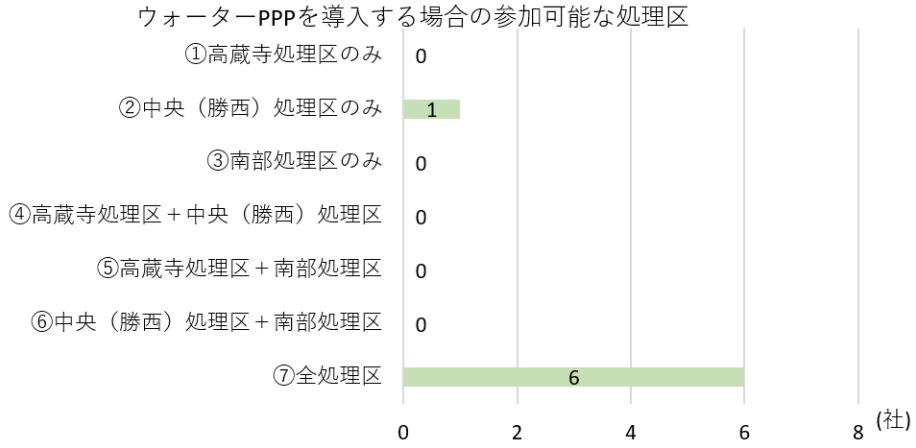
本市が想定している事業条件のうち、現行で委託している維持管理対象施設（処理場・ポンプ場・マンホールポンプ・水防用ポンプ・調整池）のみウォーターPPP を導入する場合の参加可否について、提示された条件で参加可能が７社、参加不可能が４社となりました。

また、問６－１で提示された条件で参加可能と回答した７社のうち、導入する場合の参加可能な処理区については中央（勝西）処理区のみが１社、全処理区が６社となり、参加可能な処理区での業務範囲についてはレベル３．５（更新支援型）が５社、レベル３．５（更新実施型）が２社となりました。

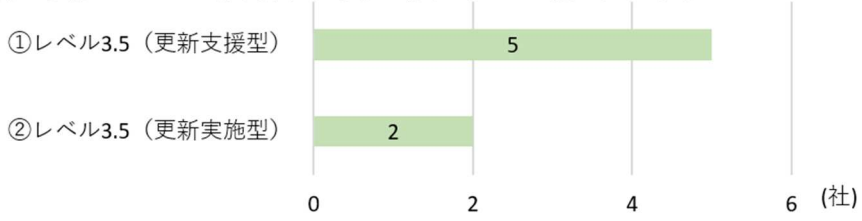
問６-１　現行で委託している維持管理対象施設にのみ
ウォーターPPPを導入する場合の参加可否



問６-２　現行で委託している維持管理対象施設にのみ
ウォーターPPPを導入する場合の参加可能な処理区



問６-３　参加可能な業務範囲
（現行で委託している維持管理対象施設の参加可能な処理区）



4）担当想定業務（問７－１）

本市が想定しているウォーターPPP の業務範囲のうち、担当を想定しているまたは担当可能な業務について、各施設のうち最多となった業務は次のとおりとなりました。

処理場：修繕（６社）

汚水中継ポンプ場:ストックマネジメント点検調査､改築更新工事(５社)

雨水排水ポンプ場：ストックマネジメント点検調査（５社）

マンホール：修繕（５社）

水防用ポンプ：施設の運転操作、監視に関する業務（５社）

調整池：修繕（５社）

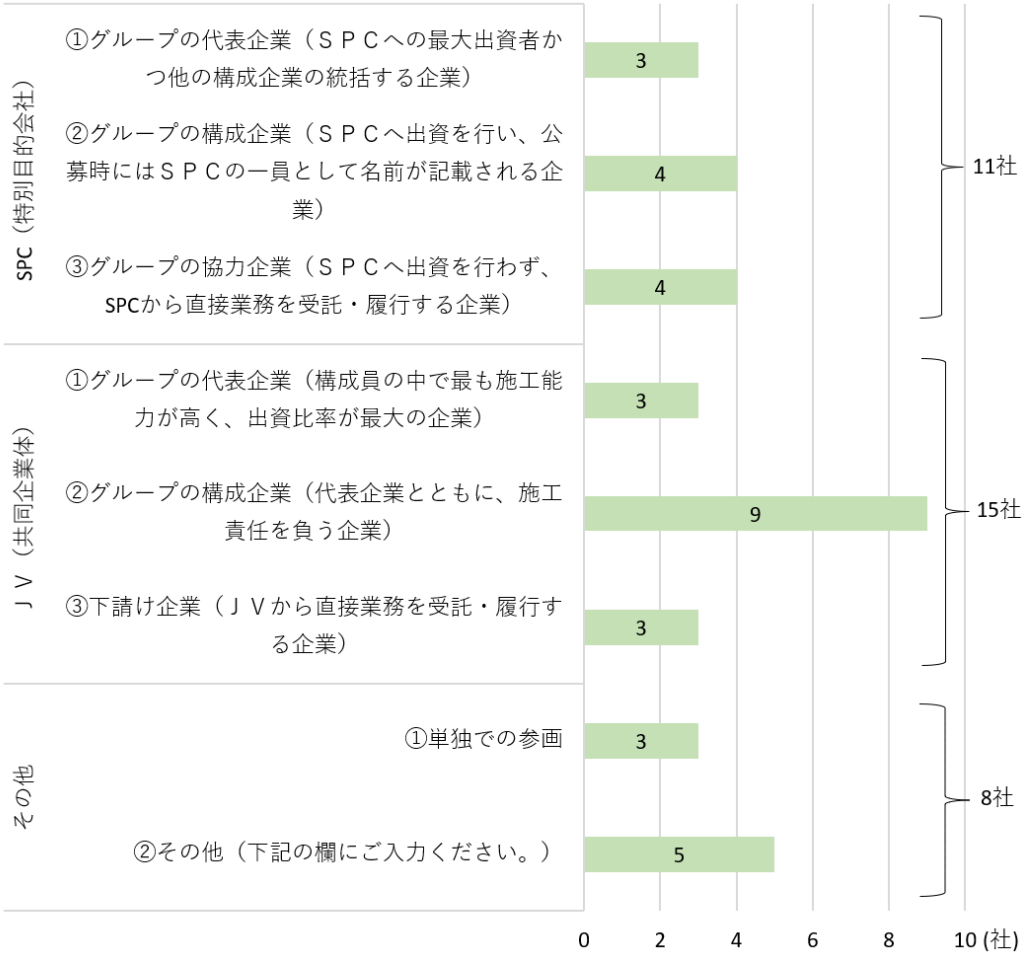
管渠施設：改築更新工事（８社）

5）参画体制（問７－２）

問７－１で回答した担当想定業務で本市のウォーターPPP に参加する場合の参画体制について SPC での参加が 11 社、JV での参加が 15 社、単独またはその他での参加が８社でした。（複数回答可）

SPC 及び JV ともに構成企業での参画を想定している事業者が最多となりましたが、代表企業での参画を想定している事業者が SPC 及び JV ともに３社ありました。

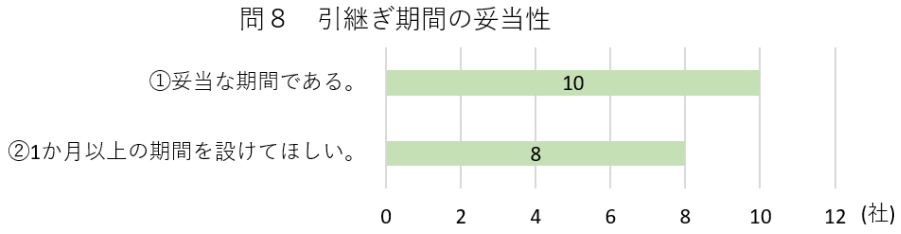
問７-２　参加する場合に想定する立場



※複数選択可

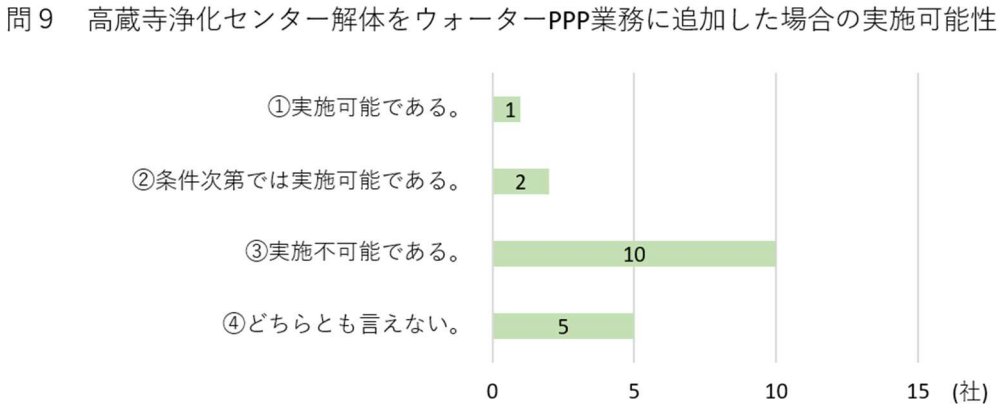
6）引継ぎ期間について（問８）

処理場、ポンプ場、調整池にウォーターPPP を導入する場合の現委託事業者からの引継ぎ期間（１か月）について、妥当な期間であるとの回答が 10 社、１か月以上の期間を設けてほしいとの回答が８社でした。



7）高蔵寺浄化センターの廃止について（問９）

令和 20 年度中に廃止される高蔵寺浄化センター解体をウォーターPPP の業務に追加する場合の実施可能性について、実施可能もしくは条件次第で実施可能との回答が３社、実施不可能の回答が 10 社でした。



(4)その他

1）地元企業の活用について（問 10）

地元企業の活用については次のとおり意見がありました。

・特定の地元企業・グループへの偏りや未参画企業の業務量減少を懸念する。

・地域社会の持続的発展のためにも、地元企業の活用・地元雇用は必須条件と考える。

・地元企業が下請・協力企業として参画できる仕組みを希望する。

・地元企業の活用は必要と考える一方、事業者間でグループを組成するための期間や場が必要と考える。

・災害・緊急対応を担う地元企業の体力維持のため、現在の発注量を確保し、仕事量が減少しない仕組みを希望する。

・地元建設業者の受注機会の減少は企業存続に影響するため、地元企業に配慮した官民連携を希望する。

・地元企業の現状や意見を継続的に聞きながら事業を進めることを希望する。

2）スケジュールについて（問 11）

今後の想定スケジュールについて、妥当であるが 12 社、懸念点があるが６社でした。

懸念点については次のとおり意見がありました。

・募集要項等公表から提案書提出期限までに十分な期間を確保し、対話等の機会を複数回設けてもらうことで、より要望に沿った提案が可能となる。

・公募期間は最低６か月の期間を確保してほしい。規模や内容次第では６か月期間が欲しい。

3）その他意見（問 12）

・長期契約に伴う物価変動、サプライチェーンの混乱、自然災害等を踏まえ、価格・納期・計画・工期を柔軟に協議できる仕組みと適切な官民のリスク分担を希望する。

・全国的な課題であるため、積極的に他自治体の事例も参考にしてほしい。
・今後の検討に向け、管路施設の過去の点検・調査結果や緊急対応等の維持管理データの公表を希望する。
・持続可能な下水道事業に向け官民連携の推進が必要と考えており、長期事業に伴うコスト変動を柔軟に協議できる仕組みと公平な官民のリスク分担を希望する。

6. 個別ヒアリング調査結果

主な意見の概要については、次のとおりです。なお、特定の項目においては、事業者間で意見が分かれる結果となりました。

（1）事業範囲について

・処理場と管渠は専門分野が異なるため、責任分担も明確になる点からも分割が望ましい。

・処理場と管渠一体実施により事業規模の確保ができるため、効率化・コスト縮減・創意工夫の余地が広がる。処理場を拠点とした 24 時間緊急対応網も構築できる。

（2）業務範囲について

・処理場及び管渠どちらもコンパクトな組成ができ、小規模な事業スタートが可能な更新支援型が望ましい。

・維持管理から改築まで一気通貫で担え、職員・財政負担の軽減効果が大きいため、管渠の更新実施型が望ましい。

・処理場の更新支援型は現行で委託している維持管理の延長となり効果が限定的であるため、更新支援型では参画が難しい。

・更新実施型を検討するにあたって既存調査データの開示や工事量が変動した場合のリスク分担の明確化を希望する。

（3）高蔵寺浄化センターの廃止について

・対象施設に含めることに問題はないが、廃止まで老朽施設を維持するための修繕費確保の枠組みが必要

・解体等の建設業務は対象外が望ましい。

・流入水量・ユーティリティ費用や統廃合後の計画を公募時点で具体化・開示してほしい。

（4）地元企業の参画について

・地元雇用、技術継承を評価する仕組みを募集要項へ明記いただきたい。

・他市の先行事例を元に地元企業を考慮した参画要件の設定をしてもらいたい。

(5) 参画体制について

・JV での参画を希望。SPC は設立・運営経費が高く、レベル３．５では利点が乏しい。

・計画策定にはコンサルの参画が必要なため、構成企業だけでなく協力企業も認める柔軟な要件を希望

(6) 公募スケジュールについて

・実施方針公表から提案書提出まで半年程度の確保を希望する。

・落札後も契約手続きや業務の引継ぎに余裕が必要

(7) 追加業務候補について

・埋設照会等の窓口業務はウォーターPPP 事業者が担うべきである。

・埋設照会等の窓口業務は責任範囲が不明確であり、対象外とするべきである。

・下水道台帳の電子化は現在の委託状況を鑑みて事業範囲外が望ましい。